

2. フランスの事例

2.1 フランスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因：クオータ制導入の頓挫からパリテ法の制定・定着まで（村上 彩佳）

2.1.1 はじめに——「ヨーロッパにおける女性議員率ワースト2」の衝撃

2.1.1.1 1997年国民議会議員選挙：女性議員の割合はわずか10.9%

日本の衆議院で、女性議員が占める割合は10.2%であり、女性閣僚はたった1人である。IPUが発表する、女性議員率の世界ランキング¹（2019年1月時点）によれば、日本は調査対象となった193か国のうち165位と過去最低の順位を記録している。一方フランスでは、下院にあたる国民議会に占める女性の割合は38.8%に達しており、内閣も男女同数である（HCE 2018）。先にあげたIPUのランキングにおいて、フランスは16位と高い順位にある。

ただし20年前のフランスの国民議会は、現在の日本の衆議院と似通った状況にあった。1997年の時点では、国民議会で女性が占める割合はほんの10.9%だった（HCE 2018）。これはヨーロッパではギリシャに次いで下から2番目の女性議員率であり、フランスは欧州の最下位レベルだった。

フランスにとって大きな転換点となったのは、1999年の改憲²を経て、2000年に制定された通称「パリテ法（loi parité）³」である。「パリテ」とは、もともと「同等・同量」という意味のフランス語である。そして「パリテ法」は、各政党に対して、男女同数・平等な50%ずつの候補者擁立を義務付けている。日本において2018年5月に制定された、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、男女同数を各党に努力義務として課していることから、「日本版パリテ法」とも呼ばれている。ただし、フランスのパリテ法は、選挙の候補者を男女同数にすることを政党に義務づけている点で、日本より一歩踏み込んだ、パワフルな制度である。

フランスはパリテ法をきっかけに、過去20年間で4倍近くまで国民議会の女性議員率を向上させることに成功したが、女性の政治参画の保障については、もともと遅れをとっていた。たとえば、フランスは世界に先駆けて1848年に男子普通選挙を実施した国であるにも関わらず、女性の参政権確立は1944年とヨーロッパの中ではかなり遅かった。1945年に女性参政権を確立した日本に比べて、たった一年先立っていただけなのである。図表Ⅲ-2-1-1に示すように、日仏の女性議員率の低さは、1970年代までは大差なく低かった。

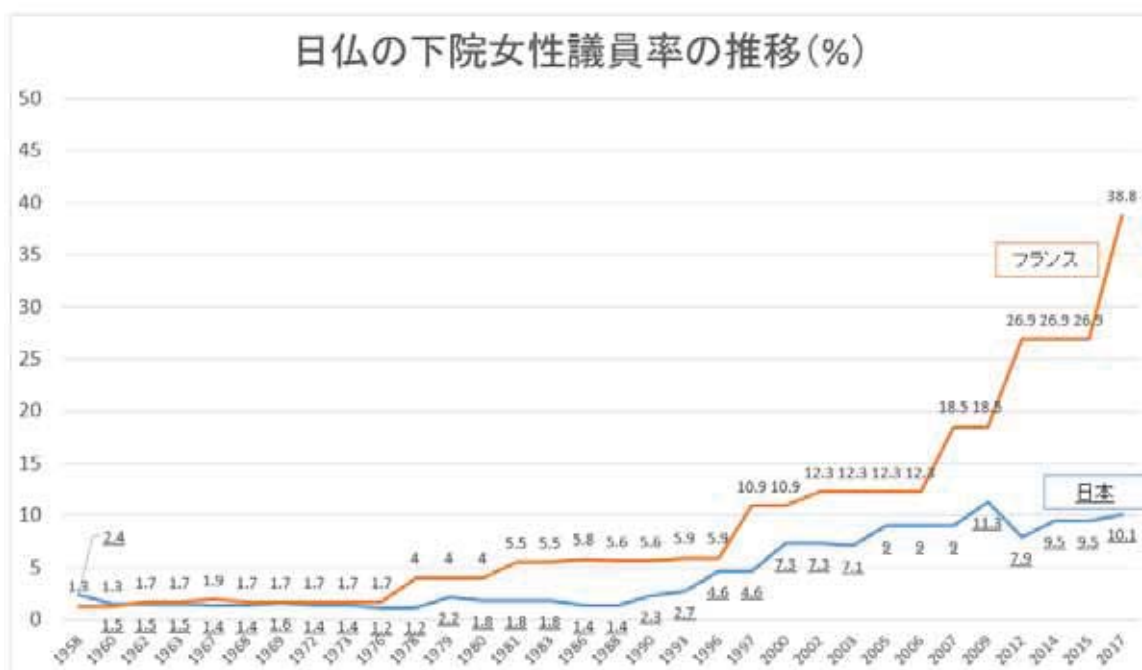
¹Inter-Parliamentary Union,

<http://archive.ipu.org/wmn-e/world.htm>（最終閲覧日：2019年3月14日）。

²フランスにおいては、憲法の内容を修正するための改憲は比較的頻繁に行われている。1945年～2016年の間にフランスの憲法は、新憲法の制定を含めて合計27回修正されている（山岡・井田 2017）。

³2000年に制定されたパリテ法の正式名称は、「選挙による議員職及び選挙によって任命される公職への男女の均等なアクセスを促進する2000年6月6日法律（Loi n° 2000-493 du 6 juin 2000 tendant à favoriser l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives）」である。

図表Ⅲ-2-1-1 1958～2018年 日仏の下院女性議員率の推移 (%)



図中に示した年は、日本の衆議院選挙とフランスの国民議会議員選挙の実施年である。図中に示した女性議員率は、日仏の選挙実施年に当選した女性議員の割合である。各選挙の間にあった、議員の辞職などに起因する女性議員率の変化については考慮に入れていないため、IPUの発表する女性議員率とは若干数値が異なっている場合がある。出典：フランスデータ・フランス国民議会ウェブサイト⁴、Ministère du Droit des femmes (2012)、日本データ・内閣府男女共同参画局提供データ。

2.1.1.2 フランスを変えたパリテ法

フランスでこれだけの変化が実現された背景には、長年の女性運動の蓄積、欧州議会をはじめとする国際機関からの改善のプレッシャー、左派政党のイニシアチブと政党間の競争など、本節及び次節で具体的に検討していくように、様々な要因が重なり合っている。しかし、とりわけ大きな影響を与えたのは、改憲を経て実現したパリテ法である。

パリテ法の制定の前年の1999年に行われた改憲では、憲法に「パリテ条項」と呼ばれる条項が追加された。第3条第5項に「法律は、選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進する」という言葉が加えられ、第4条2項に「法律は、法律によって定められた条件で、第3条第5項の実施に貢献する」と記載された。この憲法改正によって、フランスでは議員の男女平等を促進するための具体的措置を講じることが可能になった（糠塚 2005: 50）。

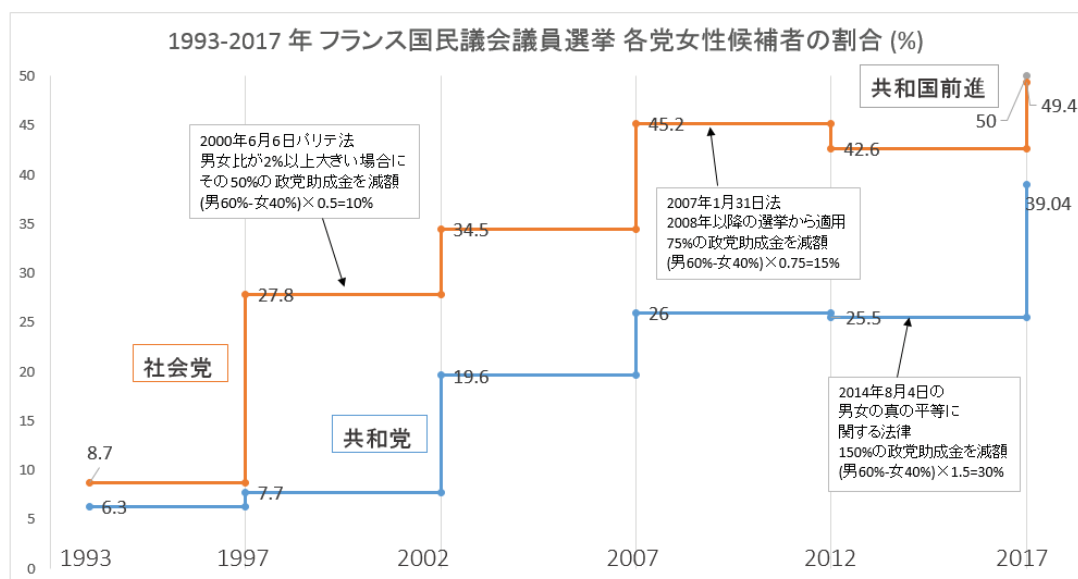
そして翌年2000年に制定されたパリテ法で、各選挙についてのパリテ規定が具体的に設けられた。例えば国民議会議員選挙の場合は、候補者が男女同数（パリテ）ではなかった場

⁴« Les femmes élues députées depuis 1945 », <http://www.assemblee-nationale.fr/elections/femmes-deputees.asp#constituante%EF%BC%9A2008.02%EF%BD%B1%EF%BD%B8%EF%BD%BE%F%BD%BD>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

合に、男女の候補者の開きの割合に応じて、政党助成金が減額されるという、いわば罰金制裁によるパリテ規定が設けられた。この罰金制裁は、2000年に制定されたパリテ法の規定では、「男女の候補者の開きの割合の50%」という効果の弱いものだった。

しかし、このパリテ規定は、下記の図表Ⅲ-2-1-2に示すように、これまでに2度改正され、現在は2000年の法律と比較して3倍の罰金が科されるようになっている。フランスは、パリテ法を段階的に強化・改正し、徐々に女性議員を増やしてきたのである。

図表Ⅲ-2-1-2 1993～2017年 フランス国民議会議員選挙 各党女性候補者の割合 (%)



出典：1993年と1997年の数値はモスュ＝ラヴォの論文 (Mossuz-lavau 1997)、2002年～2012年はパリテ監視委員会及び女男平等高等評議会 (HCE) の政党助成金の報告書⁵、2017年のデータは官報 (Journal Officiel) に掲載された政党助成金報告書のデータ⁶を基に筆者作成。

国民議会議員選挙における主要政党 (共和党・社会党・2017年に新設された共和国前進) の女性「候補者」の割合の推移からも明らかのように、罰則規定の強化が政党の取組を促している。2017年の国民議会議員選挙では、パリテの取組に積極的であるマクロン大統領が創設した政党「共和国前進」が候補者の完全なパリテを実現している。またパリテ法の制定を先導した社会党も、49.4%とほぼパリテに達している。さらに、パリテの推進について慎重だった共和党も、39%の女性候補者擁立を実現している。

⁵« Montants des retenues sur la dotation des partis politiques au titre de la parité », <http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/parite/travaux-du-hcefh/article/montants-des-retenues-sur-la-85> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

⁶« Décret n° 2018-877 du 11 octobre 2018 pris pour l'application des articles 8, 9 et 9-1 de la loi n° 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique », <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037488432&categorieLien=id> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

2.1.1.3 パリテの理念とは

男女同数を意味するパリテの理念は、現在のフランス社会においてどういった意味を持っているのだろうか。フランスの女男平等高等評議会（HCE）が毎年発行しているパリテ・ガイド（Guide de la parité）は、パリテを以下のように定義している。

パリテとは何か？

市民生活の様々な領域（政治、職業、社会）に適用されているパリテとは、代表職及び意思決定機関の権力を男女間で平等に分ちあうための、道具であると同時に、目標でもある。

（HCE 2017a: 14、下線引用者）

同資料の抜粋版（HCE 2018）では、より端的にパリテを定義している。

パリテとは：権力を、政治から経済に至るまで分ちあうこと

La parité : le partage du pouvoir, du politique à l'économique （下線引用者）

本稿では、「権力を分ち合うため」に、フランス政治の場にパリテがどのように適用されてきたのかを具体的に検討していく。まずⅢ.2.1.2「クオータ制導入の頓挫からパリテへ」では、フランスにおいて、どういった経緯で男女同数候補者を各政党に義務づける、強力な措置であるパリテ法が制定されることになったのか、その歴史的経緯を検討する。

Ⅲ.2.1.3「2000年のパリテ法からの発展」では、フランスにおいてパリテ法が、2000年の制定以降頻りに改正されていることに注目し、過去20年間に及ぶ改正の道のりを検討する。

Ⅲ.2.1.4「パリテ選挙の実例」では、Ⅲ.2.1.3をふまえ、フランスの各選挙でパリテの規則がどのように適用され選挙が行われているのか、実例を紹介する。

Ⅲ.2.1.5「パリテを推進する諮問機関の役割：パリテのための機関からジェンダー主流化のための機関への変化」では、パリテの法制化過程では、政府の諮問機関が中心的な役割を担っていたことに着目する。パリテ法の制定及び監視の役割を果たした「パリテ監視委員会」と、同委員会の役割を拡大し再編する形で新設された「女男平等高等評議会（HCE）」の活動について考察する。Ⅲ.2.1.6「市民／市民団体のインプット：女男平等高等評議会のプラットフォームの活用」では、Ⅲ.2.1.5でとりあげる二つの諮問機関が、市民運動の力及び声を取り入れたジェンダー平等推進政策を実現するためのプラットフォームとしての役割を果たしていることを論じ、そうしたプラットフォームの意義を述べる。

Ⅲ.2.1.7「フランスの取組から得られる示唆」では、本稿の内容をまとめ、日本がフランスから得られる示唆を導き出す。

コラム フランスの議会と選挙制度の概略

フランスの各議会で用いられている選挙方法は、日本の選挙方法とは大きく異なっている。そこでフランスのそれぞれの議会及びその選挙の概略を以下の表に示す。

出典：フランス大使館ウェブサイト「フランスの選挙制度」⁷、増田(2015)、大山(2013, 2016)、ウェブサイト Sénatoriales 2014⁸をもとに筆者作成。

国政に関わる選挙

名称	任期	選挙方式	選挙方法、パリテ（男女同数）規定、議席
大統領	5年	直接普通選挙 単記一回投票制 ⁹	第1回投票で選出されるには、絶対多数（有効投票総数の50%プラス1票）を得る必要がある。どの候補者も絶対多数を得られなかった場合は、上位の2候補者の間で第2回投票を行い、相対多数の票を得た候補者が当選する。
国民議会 （下院）	5年	直接普通選挙 小選挙区 単記二回投票制	国民議会は下院にあたる。議員定数577名。第1回投票で選出されるには、有効票の絶対多数、有権者の1/4以上の票数を獲得しなければならない。第2回投票では、相対多数を得た候補者が当選する。第2回決選投票に進むには、第1回投票で選挙区の有権者数の12.5%以上の票を獲得しなければならない。各党は、国民議会議員選挙の候補者を男女同数にすることが義務付けられており、違反した場合に政党助成金減額のペナルティを受ける。
元老院 （上院）	6年	元老院は上院にあたる。議員定数348名。3年ごとに約半数ずつ改選する。選出する議員の数によって、以下の二つの選挙方法が用いられる。県を選挙区とするエリアから選挙された国民議会議員・地方議会議員の代表が、各元老院選挙区で選挙人団を形成する。市町村議会議員は選挙人全体の約95%にのぼる。	
		2人以下を選出する県を選挙区とする選挙 間接普通選挙 小選挙区連記式 二回投票制	元老院議員の27%を選出する選挙方式。第1回投票で選出されるには、有効票の絶対多数、かつ有権者の1/4以上の票数を獲得しなければならない。第2回投票では、相対多数を得た候補者が当選する。第2回決選投票に進むには、第1回投票で選挙区の有権者数の12.5%以上の票を獲得しなければならない。パリテ（男女同数）についての規定はない。
		3人以上を選出する県を選挙区とする選挙 間接普通選挙 拘束名簿式二回投票比例代表制	元老院議員の73%を選出する選挙方式。選挙人は個人への投票はできず、議席数と同数の候補者が記載された候補者名簿に投票する。あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選する。候補者名簿は男女同数かつ男女交互あるいは女男交互にすることが義務付けられており、この義務を守らない名簿は受理されない。

⁷フランス大使館ウェブサイト「フランスの選挙制度」

<https://jp.ambafrance.org/-rubrique1594->（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁸Sénatoriales 2014, <http://www.senat.fr/senatoriales2014/index.html>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁹図表Ⅲ-2-1-3 参照。

地方議会の選挙

名称	任期	選挙方式	選挙方法、パリテ（男女同数）規定、議席
市町村 議会 合計 35,499 議 会	6 年	議員定数は7名(人口100人未満の市町村)から69名(人口30万人以上の市町村)まで人口により異なる。3大都市の議会は例外的に規模が大きく、パリ市(163名)、マルセイユ市(101名)、リヨン市(73名)である。選出する議員の数によって、以下の二つの選挙方法が用いられる。	
		人口1,000人未満の市町村議会 直接普通選挙 非拘束名簿式二回投票 多数代表制 ¹⁰	候補者名簿には、議席数よりも少ない人数の候補者しか記載していなくてもかまわない。有権者は候補者名簿に掲載されている候補者を除外したり、他の名簿に掲載された候補者を加えたりして、名簿を作り変えることができる、混合連記制(パナシャージュ)が用いられている。選挙人は、ひとつあるいは複数の名簿から議員定数と同数の候補者を選ぶ。投票には候補者名簿を用いるが(名簿をそのまま投票に用いたり、名簿に選ぶ候補者と外す候補者を記載してオリジナルの名簿を作ったりすることができる)、集計は個々の候補者単位で行われる。 第1回投票では、投票の過半数かつ登録有権者数の1/4以上の票を獲得した候補者が当選する。定数に達しない場合には第2回投票を行い、相対多数の得票者が当選する。
		人口1,000人以上の市町村議会 直接普通選挙 拘束名簿式二回投票比例代表併用プレミアム制	選挙人は個人への投票はできず、議席と同数の候補者が記載された候補者名簿に投票する。候補者名簿は男女同数かつ男女あるいは女男交互にすることが義務付けられており、これを守らない名簿は受理されない。1回目の投票で有効投票数の過半数に達した名簿は、議席の過半数を獲得し、残りについては、有効投票数の5%以上を獲得した候補者名簿(過半数獲得名簿を含む)に配分される。過半数に達する名簿がない場合は、2回目の投票を行い、相対多数の名簿が議席数の半分を獲得する。残りの議席については、1回目の配分方法と同じ手順で配分される。
県議会 合計101 議会	6 年	直接普通選挙 ペア多数代表 二回投票制	男女のペアで立候補し、有権者もペアに対して投票する。1回目で有効投票数の過半数に達し、かつ選挙人名簿登録者の1/4以上の票を獲得したペアが当選する。1回目で当選が確定しない場合は、2回目の投票を行い、相対多数のペアが当選する。2回目には、1回目で選挙人名簿登録者の12.5%以上の票を獲得したペアのみ候補者となれる。2回目に参加できる候補ペアがない場合には、1回目の得票数が多い2ペアにより決選投票が行われる。
地域圏 (州) 議会 合計 18 議会	6 年	直接普通選挙 拘束名簿式二回投票比例代表併用プレミアム制 ¹¹	選挙人は個人への投票はできず、議席数と同数の候補者が記載された候補者名簿に投票する。候補者名簿は男女同数かつ男女あるいは女男交互にすることが義務付けられており、この義務を守らない名簿は受理されない。1回目の投票で有効投票数の過半数に達した名簿は、議席の1/4を獲得し、残りについては、有効投票数の5%以上を獲得した候補者名簿(過半数獲得名簿を含む)に配分される。過半数に達する名簿がない場合は、2回目の投票を行い、相対多数の名簿が議席数の1/4を獲得する。残りの議席については、1回目の配分方法と同じ手順で配分される。

¹⁰図表III-2-1-4 参照。

¹¹図表III-2-1-5 参照。

図表Ⅲ-2-1-3 2012年大統領選挙投票用紙



フランソワ・オランド候補。

出典：Archives électorales du CEVIPOF Sciences Po¹²

投票は、候補者の名前を記載した投票用紙を用いて行う。カーテンで覆われた選挙ブースの中で、投票したい候補者の名前が記された投票用紙を投票用封筒に入れ、透明な箱に投票する。

図表Ⅲ-2-1-5 フランス極左・エコロジスト連合のノール＝パ・ド・カレー2015年地域圏議会議員選挙



出典：フランス共産党オワーズ県支部ウェブサイト¹⁴

地域圏議会議員選挙の場合、候補者名簿は地域圏内にある県の数と同数のセクション（区分け）で構成され、地域圏の各地域の代表者が選出される仕組みになっている。図表Ⅲ-2-1-5 の場合は、ノール＝パ・ド・カレー地域圏内にある5区分けが示されている。

候補者名簿が獲得した議席は、各区分けが獲得した票数に応じて比例式に分配される。

図表Ⅲ-2-1-4 1,000人未満の市町村議会議員選挙の混合連記制を用いる名簿

ELECTIONS MUNICIPALES DU 30 MARS 2014
NOMBRE DE CONSEILLERS A ELIRE : 4

LISTE OUVERTE
« AGIR ENSEMBLE POUR LOTHEY »

DEBOSQUE Gilles	Conseiller sortant	11, rue Jaksz Riou
LOUARN Jean-Michel		Kérveil
CORAY Christophe		2 cité Ker Izella
QUENDEZ Bernard		Kerhoas
BIGNARD Joli		Buers
BERDEAUX François		4 cité Ker Izella
DEBOSQUE Odene		11, rue Jaksz Riou
KERANGUEVEN ERIC		13 cité Ker Izella
LAOT Alexandra		11 cité Ker Izella
LEMAIGNAN Loïc		3 cité Ker Izella
BIHAN Martine		8 rue Jaksz Riou

出典：Comité des fêtes de Lothery ウェブサイト¹³

選挙人は議席の上限まで、1つあるいは複数の候補者名簿から候補者を選ぶことができる。図表Ⅲ-2-1-4 は第2回選挙の際に用いられた、残り4議席ぶんの候補者を選ぶための名簿である。

この名簿に投票したいと思った選挙人は、この名簿に何も記載せずに投票し、上位の4人に投票することができる。あるいはペンを用いて、この名簿中から削除する候補者を決めて削除線を記入したり、名簿に記載された順番を変えて、4人を好きな順番で選んだりすることができる。

または、この名簿上の候補者の代わりに、別の名簿に掲載されている候補者の名前を名簿に書き加えて、合計4人の名前を記したオリジナルの投票名簿をつくり投票することもできる。

当選は名簿ごとではなく、各候補の獲得した票数にしたがって決定される。

ここで具体的に図示しなかった選挙の例（人口1,000人以上の市町村議会、県議会議員、国民議会選挙）については、Ⅲ2.1.4「パリティ選挙の実例」で詳しく取り上げる。

2.1.2 クォータ制導入の頓挫からパリテへ

2.1.2.1 フランスにおける女性議員の量的拡大への阻害要因：「普遍的人間像」に基づくフランス政治の男性中心性

フランス革命を機に、フランス共和国は、ひとを、その顔立ち・肌の色・性別といった身体的特徴や、身分といった社会的カテゴリーから解放し、市民の平等を保障するために、「普遍的人間像」という抽象化のための基準を設けた。人間のさまざまな特徴を捨象した「普遍的人間像」をもとに、市民の平等を保障し、いかなる属性を持つ市民もひとしく扱おうとしたのである。こうした「普遍的人間像」を基盤とする「普遍主義的平等アプローチ」こそが、フランスに基本的な平等理念だった。

しかしこの普遍主義的平等アプローチは、ひと (homme)、つまり男性を基準とした「人権と市民権 (droits de l'homme et du citoyen)」の保障のみを目的としており、基本的に女性 (femme) の人権も、女性の市民 (citoyenne) の権利も、保障すべき対象として認めていなかった。「女性の権利宣言 (la Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne)」を發表し、フランス革命期に処刑されたオランプ・ド・グージュ以来、フランスの女性たちはずっと、市民権・人権そして平等から女性が排除されていることについて、異議申立てを行ってきた。

フランス女性の人権及び市民権の保障は、二度の世界大戦、第二波フェミニズム運動などをきっかけに、少しずつ実現されてきた。けれども、政治領域における女性の参画はなかなか進まず、最後の難関として残っていた。この難関を乗り越えるために、1980年初頭に、第二波フェミニズム運動で活躍した経験を持つ社会党のフェミニストが中心となった取組が行われた。

2.1.2.2 1980年代の社会党の取組

2.1.2.2.1 社会党議員が提案した30%クォータ導入の頓挫

フランスは、パリテ法の制定の約20年前の1980年代に、世界に先駆けて30%クォータ制(審議過程で25%に変更)を導入しようとして頓挫している。この頓挫の要因となったのが、上記の普遍主義的平等アプローチである。

社会党のフランソワ・ミッテランが大統領に就任した直後の1982年に、社会党所属の国民議会議員ジゼル・アリミ¹⁵が、名簿式投票で実施される人口3,500人以上の市町村議会議員選挙について、「一方の性の候補者を必ず30%含む」とするクォータ制の法案を提出した。

¹²Archives électorales du CEVIPOF Sciences Po, <https://archive.org/details/archiveselectoralesducevipofof?and%5B%5D=bulletin+vote&sin=&sort=&page=2> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

¹³Comité des fêtes de Lothey, «Les candidats au 2ème tour des élections municipales», <http://lotheyenfete.fr/le-bulletin-de-vote-des-candidats-au-2eme-tour-des-elections-municipales/> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

¹⁴« Bulletin de la liste Front de gauche l'Humain d'abord - Élection régionale Nord-Pas-de-Calais-Picardie, 6 décembre 2015 », <http://oise.pcf.fr/79465> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

¹⁵フェミニストの弁護士でもあり、1970年代にフランスにおける避妊・中絶の権利の保障のために活躍した。

この法案は、国民議会での審議過程で、提案するクオータの数字が30%から25%に変更され、名簿式投票で実施される市町村議会議員選挙について、「候補者名簿は同一の性の候補者を75%以上含んではならない」とする実質的な25%クオータ制法案が国民議会に提出された。この法案は、賛成476、反対4、棄権3をもって国民議会で可決された（糠塚 2005: 56-57）。

しかしこのクオータ制法案は、憲法院の審議にかけられた¹⁶。憲法院はこのクオータ制法案の審議にあたってまず、憲法第三条の「国民の主権は人民に帰属し」、「人民のいかなる部分も、いかなる個人も、その行使を占奪してはならない」という規定をあげた。加えて、フランス第五共和制下で憲法的価値を有する人権宣言第六条の、市民はみな法律の前に平等であり、「その能力に従って、かつ、その徳行と才能以外の差別なしに、等しく、全ての位階、地位及び公職に就くことができる」という規定をあげた。憲法院はこれらの規定から、選挙人と被選挙人はいかなるカテゴリー上の差異によっても区別されてはならないとし、選挙法典の「L265 条に『性』という言葉が付加することは憲法に反する」と判断（*Décision no82-146. DC du 18 novembre 1982*）し、市町村議会議員選挙の候補者を性別により区別するクオータ制は違憲だと判示した（糠塚 2005: 58-59）。

つまり憲法院は、フランスに伝統的な普遍主義的平等アプローチの原則に基づいて、性別という身体的特徴に基づいて選挙候補者を区別するクオータ制は違憲であると判断したのである。憲法院の判断は絶対的・最終的効力を有し、いかなる機関への上訴もできないため、以降、フランスにおけるクオータ制の導入にむけた試みは頓挫してしまった。こうした経緯ゆえに、フランスにおいてクオータ制とは異なる理論的根拠に基づく、「パリテ」が必要になった。

2.1.2.2.2 社会党内部のフェミニストによるクオータ要求の再燃

パリテという語が「政治代表の男女平等」という意味ではじめて用いられたのは、1989年11月に欧州評議会主催したシンポジウム「パリテの民主主義」¹⁷だったとされている。その後パリテという語と理念は、ヨーロッパで活躍するフェミニストの政治関係者の間で徐々に広まっていき、フランスにおいては1992年にその認知度が一気に高まった。Laure Bereni

¹⁶フランスにおいては、国会可決後、大統領が審署（法律の存在を公式に認証し、執行権を与える行為）する前の通常法律は、大統領・首相・両院議長・60人以上の国民議会議員又は元老院議員によって、任意的に憲法院に付託される（*Pactet et Mélin-Soucramanien 2008: 507*）ことが定められている。クオータ制法案（選挙法典改正法律）は、1982年10月23日に反対派の国民議会議員60人によって憲法院に付託された。提訴者が問題にしたのは、人口3,500人以上の市町村議会議員選挙の名簿二回投票制方式についての違憲性であって、性別クオータ制について異議を唱えたわけではなかったにも関わらず、憲法院は職権でクオータ制条項を審査の対象とした（糠塚 2005: 58）。

¹⁷*Conseil de l'Europe, Rapport sur les idéaux démocratiques et les droits des femmes, séminaire sur la démocratie paritaire*（パリテな民主主義）quarante années d'activités du Conseil de l'Europe, Strasbourg, 6-7 novembre 1989. このシンポジウムにおいて、Elisabeth Sledziewski が「民主主義の理想と女性の権利（*Les idéaux démocratiques et les droits des femmes*）」について報告書を提出しており、これがヨーロッパ評議会におけるパリテの議論の基盤になったのではないかと指摘されている（*Jenson, Marques-Pereira et Remacle 2007: 110*）。

(2015: 60-82) は、1992年に起きた3つの出来事をきっかけに、フランスではパリテが広く認知され、パリテを要求する市民運動も盛り上がったことを指摘している。3つの出来事を順に確認すると、第一に、1992年3月に実施された地域圏議会¹⁸議員選挙がある。この選挙の際に、女性議員の過少問題が顕在化し（1992年の時点で12.3%、図表Ⅲ-2-1-6参照）、各地で女性議員増加のための運動が行われはじめた。

第二に、『女性市民よ権力をとれ！自由・平等・パリテ (*Au pouvoir, citoyennes! Liberté, Égalité, Parité*)』が、社会党出身の3人のフェミニスト、フランソワーズ・ガスパール、クロード・セルバン＝シュライバー、アンヌ・ルガルルによって出版された。フランス共和国の標語である「自由・平等・友愛 (*Fraternité*, フラテルニテ)」をもじったこの本の題名では、男性市民の兄弟愛的な結びつきを意味する「友愛」が、男女市民の平等を意味するパリテに置き換えられている。

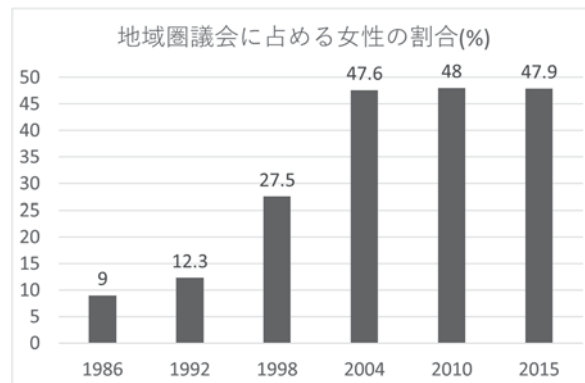
『自由・平等・パリテ』の著者である社会党出身のフェミニストたちによれば、パリテは「(男) 性化」されてしまっている既存の政治的平等を「脱性化」するための、「差異の超越をめざす」理念である。議会をはじめとする政治の場は男性ばかりで構成されており、もはや抽象的代表ではありえない。男性の小集団ばかりが国家を代表していると考えれば、国家はもはや人民の代表ではないし、フランス共和国の政治システムは危機にある。女性を実質的に排除した「普遍主義的平等アプローチ」は偽りの普遍主義でしかないのだから、パリテによって、真の普遍主義を実現せよ、と彼女たちは要求したのである (Scott 2005: 52-53)。パリテをフランス共和国の原則に据えてみせた同書は、パリテ法要求運動の起爆剤となった。

第三に、11月に欧州委員会がアテネで主催した「権力をとる女性 (*Femmes au pouvoir*)」会議（通称アテネ会議）があった。アテネ会議には、女性市民団体や女性 NGO 団体のメンバーをはじめとする、一般女性市民も数多く参加していたことで知られる。同会議においては「民主主義は国の議会や行政におけるパリテを求める」という言葉を盛り込んだ「アテネ宣言」が採択され、この宣言をきっかけに、パリテ法を要求する市民運動も盛り上がっていった。

これら3つの出来事を境に、フランスではパリテという理念が広く知られるようになり、マスメディアの論壇でその是非をめぐる論争が行われたり、パリテ法を要求する市民団体が新規に創設されたり、既存のフェミニストあるいは女性の市民団体がパリテ法要求運動をさかんに展開したりするようになった。

¹⁸フランスの地方行政の区画は市町村 (*commune*) → 県 (*département*) → 地域圏 (*région*) の順に大きい。地域圏は「州」と翻訳されることもある。

図表Ⅲ-2-1-6 1986年～2015年地域圏議会に占める女性の割合(%)



出典：Ministère du Droit des femmes (2012)、HCE (2017a) をもとに筆者作成。

図表Ⅲ-2-1-7 *Au pouvoir, citoyennes!*
Liberté, Égalité, Parité

表紙



出典：フランス国立図書館ウェブサイト

2.1.2.3 パリテ法の制定過程

1990年代には、フランス国内でパリテ法の制定を後押しする議員・政党・市民による様々な運動が巻き起こった。マスメディアを通じた活動としては、1993年11月10日に、289人の女性と288人の男性（合計577人はフランスの国民議会議員の定数である）が、フランスの全国版新聞ル・モンド（*Le Monde*）に、「国と地方の選挙による議会はパリテからなる」ことを要求する署名を掲載した。

1994年6月に開催された社会党大会では、社会党代表のミシェル・ロカールが、近く実施予定の欧州議会選挙について「厳格に均等な割合の男女から構成され、名簿の先頭から最後まで、男女交互に並べられる」社会党名簿の先頭にしか名前を連ねないことを宣言し、政党レベルでのクオータの実施が約束され、実現された。

1995年の大統領選挙では、大統領主要3候補者である共和国連合（現在の共和党の前身）のジャック・シラク、社会党のリオネル・ジョスパン、共和国連合のなかでも反シラク派のエドゥアール・バラデュールらが、パリテの実現に向けて施策を講じる意志を明示した。大統領選挙の結果、ジャック・シラクが大統領に就任すると、首相直属の諮問機関として「パリテ監視委員会」が設けられ、パリテ法制定に向けた準備が整えられていった。

そして1997年の総選挙後に首相に就任した社会党のリオネル・ジョスパンは、パリテ法のために憲法を改正する意志を明示した（Bereni et Revillard 2007: 13）。これを皮切りに、1997年2月からパリテをめぐる法案審議が進み、様々な審議を経て、1999年にパリテ法制定のための憲法改正が実施され、ついに2000年にパリテ法が制定されるに至った。

2.1.2.4 1999年の改憲・2000年のパリテ法制定

2.1.2.4.1 憲法に「パリテ条項」の挿入

フランスの場合には、1980年代にクオータ制に対して違憲判決が下されていたことから、

まず憲法を改正し、候補者について男女という性の基準を考慮に入れることを可能にしたうえで、各選挙へのパリティの導入方法を具体的に規定した法律を制定する、という二段階の手続がとられた。

1999年7月8日に憲法的法律（憲法を改正するための法律）の制定が行われ、パリティ法制定に先立つ憲法改正（loi constitutionnelle n° 99-569 du 8 juillet 1999 relative à l'égalité entre les femmes et les hommes）が成立し、憲法にいわゆる「パリティ条項」が挿入された。これは三つの手続きを経て行なわれ、まず政府が憲法改正案を提案し、続いて憲法改正案について両院で過半数の賛成で可決され、最後に両院合同会議で5分の3以上¹⁹の賛成を得て改正案が成立した（Pactet et Mélin-Soucramanien 2008: 545-546）。

2.1.2.4.2 パリティ法の制定：2000年のパリティ法の内容

1999年の憲法改正をふまえて、パリティ法と呼ばれる、「選挙による議員職及び公職についての男女の平等なアクセスを促進するための2000年6月6日法律」が公布された。2000年のパリティ法は、先述の1999年の改憲の内容を具体的に規定する法律である。

2000年のパリティ法の適用方法には三種類ある（糠塚 2005: 114-116）。第一に、厳格なパリティを貫く強制型のもので、男女交互方式の候補者名簿による比例代表一回投票制の選挙に適用される。対象となる選挙は比例代表で実施される元老院議員選挙、欧州議会議員選挙、フランスの海外領（ポリネシア、ニューカレドニア、ワリス・エ・フツナ、マイヨット）の選挙である（図表Ⅲ-2-1-8）。

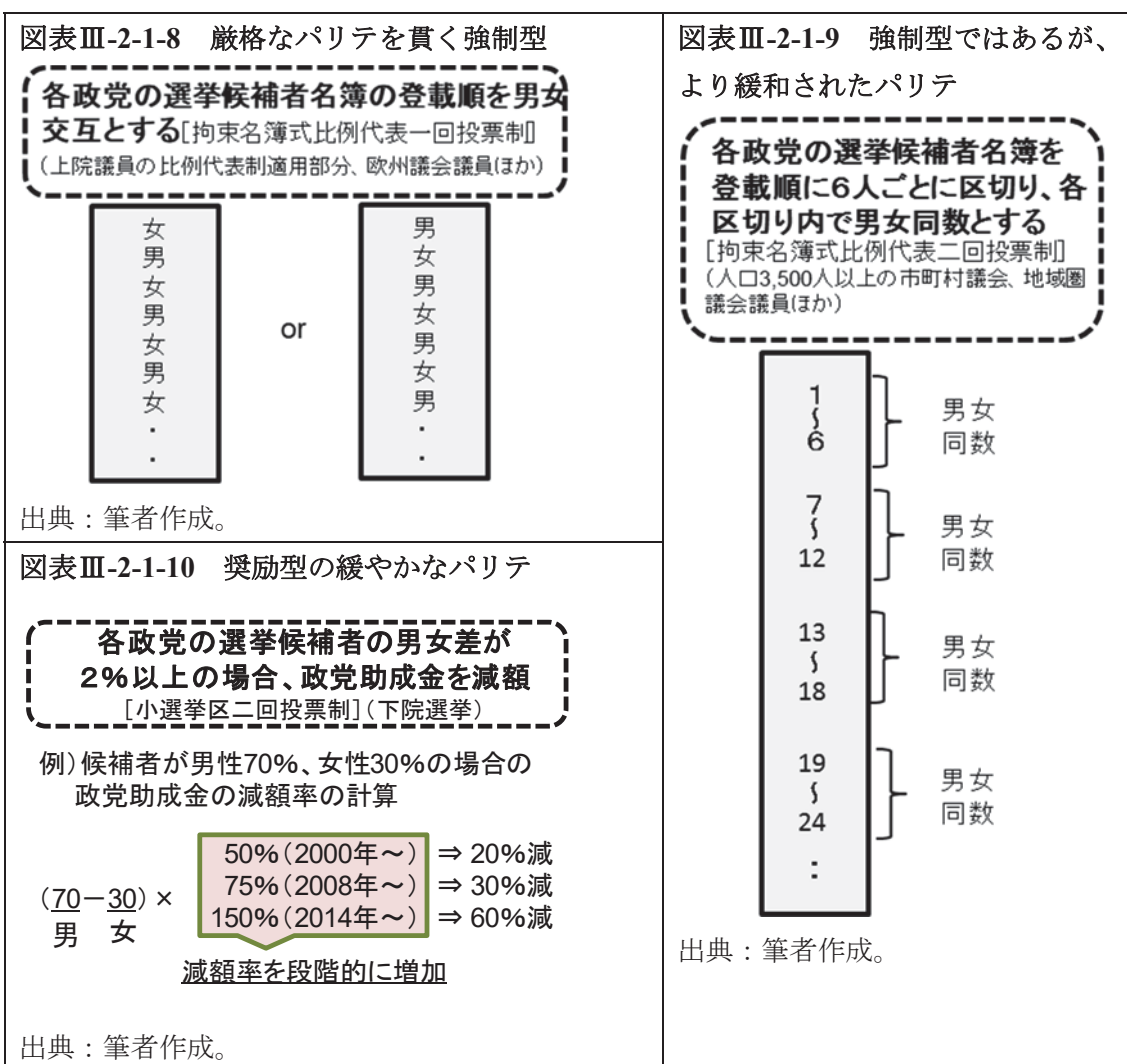
第二に、強制型ではあるが、より緩和されたパリティとして、選挙名簿の筆頭者から順に6人ずつのグループに分けた場合に、各グループに同数の男女が含まれるよう義務付けるものがある（図表Ⅲ-2-1-9）。名簿の構成が条件を満たしていない場合、選挙名簿の管理を行う県庁あるいは郡庁が届出を受領しないことによって強制力をもたせる。比例代表二回投票制に適用される。二回投票制の選挙では、第二回目の名簿は修正が可能であるため（複数の名簿を連合せたり、候補者の順番を並び替えたりすることができる）、名簿間の駆け引きの余地を持たせるように「6人ごと」という幅が設けられた。ただしこの仕組みには、6人のグループ内で男性を上位3人に、女性を下位3人につける（男男男女女女…）ことが可能になってしまう「抜け穴」があった。対象となる選挙は、人口3,500人以上の市町村議会議員選挙、地域圏議会議員選挙、コルシカ議会議員選挙、サン・ピエール・エ・ミクロン領土議会議員選挙である。

第三に、奨励型の緩やかなパリティとして、政党や政治団体に対する公的助成金の配分を調整することで、政党に対して女性候補者擁立のインセンティブを与えるものがある（図表Ⅲ-2-1-7）。これは小選挙区二回投票制で実施される国民議会議員選挙に適用される。政党に属する男女の候補者の開きが候補者全体数の2%を超えると、政党に配分される公的助成金のうち、国民議会議員選挙で獲得された得票に対する配分について減額される。海外領土の場合は、各性の候補者の人数の開きが1名を超えたときに減額の対象となる。減額率は、

¹⁹実際には投票総数 836 票、有効投票 788 票、賛成 745 票だった（糠塚 2005: 76）。憲法改正過程については糠塚（2005）を参照。

2000年のパリテ法では、一方の性の候補者の比率と他方の性の候補者の比率との差の50%と規定されていたが、以下のⅢ.2.1.3「2000年のパリテ法からの発展」で詳述するように、過去に二度減額率が修正されて、より厳しい罰金制裁が科されるしくみになっている。

また、2000年に制定されたパリテ法は人口3,500人以下の市町村における市町村議会議員選挙、県議会議員選挙、元老院議員選出が3人以下の県の元老院議員選挙には適用されなかった。



2.1.3 2000年のパリテ法からの発展

以下では、2000年のパリテ法以降の法律の強化・改正の概要²⁰を国政選挙と地方議会の選挙に分けて説明する。

²⁰2008年に職業領域についてもパリテを適用するために改憲が行われ、2011～2013年にかけて、職業領域のパリテを促進するための法律が相次いで制定された。本稿は政治領域のパリテに議論を限定しているため、これらについては扱わないが、現在のフランス社会においてパリテが「当然視」されていることを示す変化である。職業領域のパリテのための改憲及びその関連法律については糠塚(2011)、石田(2013)、服部(2013)を参照。

2.1.3.1 国政選挙——2000年のパリテ法の問題点と改善点

上院にあたる元老院選挙では、多数代表制を用いる一部の元老院議員選挙がパリテの対象外とされていた。これを是正するために、パリテ規定が適用される比例代表制を用いる選挙区の範囲を拡大する法律改正が行われた。まず「2003年7月30日の法律」によって、4人以上の元老院議員を選出する県（フランスの県の半分）では拘束名簿式比例代表制を適用し、男女交互の名簿を用いることが規定された。その10年後に制定された「2013年8月2日の元老院議員選挙についての法律」は、比例代表制を適用する元老院選挙の対象をさらに拡大し、定数3以上の元老院議員選挙（議席全体の73%にあたる）をパリテ規定の対象とした。

国民議会議員選挙でパリテに違反した場合の罰則も、男女比の差の50%の助成金の減額（男性70%、女性30%であれば $40 \times 0.5 = 20\%$ ）という弱いものだったため、二度改正されている。「2007年1月31日の法律」によって、パリテに違反した場合の助成金減額率が、男女比の差の75%に改められた（男性70%、女性30%であれば $40 \times 0.75 = 30\%$ ）。さらに「2014年8月4日の男女平等法」によって、パリテに違反した場合の助成金減額率は、さらにその倍の、男女比の差の150%に改められた（男性70%、女性30%であれば $40 \times 1.5 = 60\%$ ）。

2.1.3.2 地方議会の選挙——2000年のパリテ法の問題点と改善点

地方議会の選挙の場合、2000年のパリテ法では、多数代表制を用いる県議会議員及び人口3,500人未満の市町村議会議員選挙は適用外とされた。また、地域圏議会議員と人口3,500人以上の市町村議会議員の選挙については、パリテが適用されたものの、「候補者名簿の登載順6人ごとに男女同数」という不十分な規定だったため、名簿の上位に男性をおき、下位に女性をおく事例（例えば男男男女女女／男男男女女女……）が頻発した。

加えて、2000年のパリテ法には、議会の重要役職である議長や副議長団といった執政部についてのパリテ規定がなかった。フランスの場合は、執政部のメンバーの選出は当選議員の互選によって行われ、地方議会の議長は、当該地方自治体の首長も兼任する。しかし2000年のパリテ法は、議長（*président*）や副議長団（*vice-présidents*）及び助役（*adjoints*）に関して何のパリテ規定も設けていなかったため、女性議員は増えても、女性の政治リーダーは増えなかった。

上記の問題点についても、法律改正によって解決がはかられてきた。長い間、パリテ法の適用外だった県議会議員選挙は「県議会議員選挙・市町村議会議員選挙・EPCI²¹審議会議員選挙及び選挙日程に関する2013年5月17日の国家組織法と法律」によって、「男女ペア立候補制」が定められた。男女はペアで立候補し、有権者もペアに投票することで、立候補のパリテのみならず結果のパリテが保障される。

地域圏議会議員選挙と市町村議会議員選挙の不十分なパリテ規定も修正され、それぞれ「地域圏議会議員及び欧州議会議員選挙並びに政党への公的援助に関する2003年4月11

²¹市町村間広域行政組織（*Établissement Public de Coopération Intercommunale, EPCI*）複数の市町村が所属する公施設法人であるが行政区画ではない。EPCIの審議会ではごみ処理や交通機関の運営等大規模な事業の協議を行う。

日の法律」と「議員職及び公職への男女の平等なアクセス推進に関する 2007 年 1 月 31 日の法律」によって、選挙候補者名簿を男女同数かつ交互（男女か女男の並び）にすることが義務化された。市町村議会議員選挙については、2000 年のパリテ法では人口 3,500 人以上の市町村のみが対象だったが、上記の「2013 年 5 月 17 日の法律」によって、人口 1,000 人以上の市町村までがパリテ法規定の適用対象とされた。

各議会の執政部に当たる副議長団に関しては、上記の「2007 年 1 月 31 日の法律」によって新たにパリテが規定された。地域圏議会の副議長団は議員の互選により決まるが、この選出を男女同数かつ交互の名簿を用いた拘束名簿式比例代表制で行うことになった。市町村議会の助役も議員の互選により決まるが、人口 3,500 人以上の市町村では、この選出を男女同数かつ交互の名簿を用いた拘束名簿式多数代表二回投票制選挙で行うことになった。加えて、同方式は「2013 年 5 月 17 日の法律」によって、人口 1,000 人以上の市町村でも適用されるようになった。

図表Ⅲ-2-1-11 パリテ法（2018年の規定）

	選挙	選挙方式	パリテ規定	執行部のパリテ規定
厳密な パリテ	◆人口 1,000 人以上の 市町村議会議員選挙 +都市共同体議会議員 ²²	拘束名簿式二 回投票比例代 表併用プレミ アム制	男女交互	議長：法律による強制なし 議長補佐：男女同数 市町村間広域行政組織の長と副 長：法律による強制なし
	◆地域圏議会議員選挙		男女交互	議長：法律による強制なし 常任委員会：男女交互 副議長団：男女同数
	◆欧州議会議員選挙	拘束名簿式比 例代表制 ²³ 全国で統一の 名簿を用いる	男女交互	—
	◆3人以上を選出する県 を選挙区とする元老院議 会議員選挙（間接選挙） 元老院議員の73%を選出	拘束名簿式二 回投票比例代 表制	男女交互	—
ペア	◆県議会議員選挙	ペア多数代表 二回投票制	選挙区ごと の男女ペア 立候補	議長：法律による強制なし 常任委員会：男女交互 副議長団：男女同数
緩やかな パリテ	◆国民議会議員選挙	小選挙区単記 式二回投票制	公的補助金 の減額	—
パリテ規 定なし	◆1-2人を選出する県を選 挙区とする元老院議会議 員選挙（間接選挙） 元老院議員の27%を選出	小選挙区連記 式二回投票制	法律による 強制なし	—
	◆人口 1,000 人未満の市 町村議会議員選挙 +都市共同体議会議員	非拘束名簿式 二回投票多数 代表制	法律による 強制なし	—

出典：HCE(2017a: 31)。2018年に改正された欧州議会議員選挙についてはウェブサイト Vie-Public²⁴を参考に筆者作成。

²²「県議会議員選挙・市町村議会議員選挙・EPCI 審議会議員選挙及び選挙日程に関する 2013 年 5 月 17 日の国家組織法と法律」によって、普通選挙制による都市共同体議員選挙（EPCI の公施設法人の審議会の議員を選ぶ選挙）が導入され、市町村議会議員選挙と同時に投票を行う仕組みになった。人口 1,000 人以上の市町村では、市民が初めて都市共同体議員を直接選出する方式になった。

²³La loi du 25 juin 2018 relative à l'élection des représentants au Parlement européen.によって、全国統一名簿の選挙方式に変更された。

²⁴« Élections européennes 2019 », <https://www.vie-publique.fr/actualite/faq-citoyens/elections->

2.1.4 パリテ選挙の実例

以上で述べてきた各議会の選挙のパリテ規定を具体的に検討するために、代表的な三つの議会選挙として、①女性の政治参画の最初のステップとなる市町村議会議員選挙、②2013年に大規模なパリテ導入の改正が行われた県議会議員選挙、③政党助成金を減額する国民議会議員選挙をとりあげる。

2.1.4.1 市町村議会選挙：男女・女男交互の候補者名簿

候補者名簿を用いる市町村議会議員選挙の場合、人口 1,000 人以上の市町村について、厳密なパリテ規則が適用されている。名簿の並びを男女あるいは女男の交互とし、候補者を男女同数とすることが各政党に義務付けられており、これに違反している名簿については、選挙の管理を担当する県庁 (préfecture) あるいは郡庁 (sous-préfecture) が選挙名簿を受領せず、選挙立候補を認めないことによって、パリテ規定に強制力がもたされている。

比例代表制が用いられている人口 1,000 人以上の市町村議会議員選挙では、各名簿から得票数に応じた当選者が出される。人口 1,000 人以上の市町村ではすべて、当選者が男女同数あるいは一人以内の差におさまる仕組みになっている。

図表Ⅲ-2-1-12 に示したのは、2014 年春に行われた市町村議会議員選挙の際に、パリの郊外の市町村であるサン＝モール＝デ＝フォッセで用いられた、左派連合の候補者名簿兼投票用紙である。フランスでは、候補者名簿ごとに 1 枚の投票用紙が作成されており、これを投票に用いる。図表Ⅲ-2-1-12 の名簿では、1 番目の女性候補エリザベート・ブファール＝サヴァリ (Elisabeth Bouffard-Savary) から、男・女・男…の並び順になっており、厳密なパリテが適用されていることがわかる²⁵。また、人口 1,000 人以上の市町村の場合、候補者名簿には議席と同数の候補者が記載される (サン＝モール＝デ＝フォッセの場合は 49 議席)。

有権者は投票所において、複数の政党・政治団体の候補者名簿 (投票用紙) を投票所で受け取り、カーテンで覆われた外から見えないように仕切られた投票ブースに入る。ブースの中で、投票したいと思う名簿を封筒に入れる。封筒に入った投票用紙を、透明の投票箱に入れ、選挙人名簿の本人氏名欄に署名することによって、投票が完了する。

européennes-2019/ (最終閲覧日：2019 年 3 月 17 日)。

²⁵なお、地域圏議会議員選挙もこれに準じた厳密な男女あるいは女男交互のパリテ候補者名簿を用いた形式である。

図表Ⅲ-2-1-12 2014年市町村議会議員選挙サン＝モール＝デ＝フォッセ選挙名簿



出典：フランス国立図書館所蔵資料。

市町村議会議長（市町村長）は、選挙終了後に市町村議会議員によって互選される。選出される市町村長は一般的に相対的多数票を獲得した名簿の筆頭候補者である。そのため、上記の選挙名簿では名簿の一番目に掲載されている、市長候補者でもあるエリザベート・ブファール＝サヴァリの名前が大きく書いてある。

2.1.4.2 県議会議員選挙：男女ペア立候補

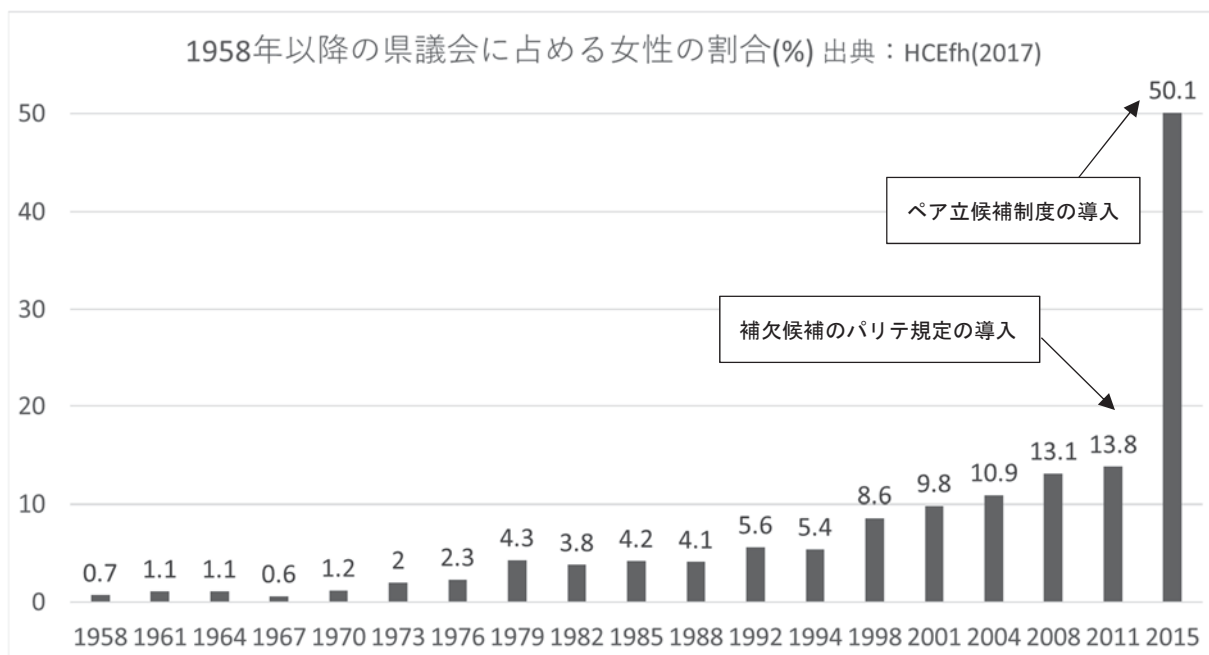
もともと、フランスの県議会に占める女性の割合は極めて低く、図表Ⅲ-2-1-13 に示すように、ペア立候補制度適用の選挙が実施された2015年の選挙まで、女性県議の割合は10%前後しかいなかった。

県議会でなかなかパリティが進まなかったのは、県議会議員選挙が小選挙区制を用いていたためである。小選挙区制の選挙では、各選挙区から1人しか選出されないため、女性議員の増加に直結するようなパリティ規則の導入が難しい²⁶。また、県議会議員選挙には、無所属の候補者も多いため、国民議会議員選挙のように政党助成金を減額するペナルティ制度がうまく機能しないことが見込まれた。ゆえに、県議会議員選挙は、2000年のパリティ法制定から長い間、パリティ規則の適用外とされていた。

²⁶これとは対照的に、例えばフランスの市町村議会や地域圏議会のように、候補者名簿式の選挙の場合は、それぞれの政党や政治団体が複数擁立する候補者の数を男女同数にすればよいため、パリティ規定の導入が比較的スムーズに進んだ。

2007年に初めて、県議会議員選挙の補欠候補者に関してのみ、パリティ規則が設けられ、2011年の選挙から適用された。県議会議員選挙の立候補者は、立候補時に自身の補欠候補者も擁立することが規定されている。そこで、この補欠候補者を候補者とは異性の者とし、県議が補欠候補者と交代する機会を利用して、徐々に議会に女性を増やしていこうとしたのである。しかしながら、県議が補欠候補者と交代する機会は極めて限定的²⁷であったため、この規則にはほとんど効果がなかった。

図表Ⅲ-2-1-13 1958年以降の県議会に占める女性の割合



出典：HCE(2017a)を基に筆者作成。

こうした状況を抜本的に改善するために2013年に県議会議員選挙について「ペア立候補制度」(選挙法典L第191条)が導入された。「ペア立候補」制度とは、県議会議員選挙に男女がペアとなって立候補し、男女がペアで当選し、当選後はそれぞれが別々に議員としての活動を担う、という立候補と当選結果両方のパリティが保障される方法である。県議会議員のペア立候補者の投票用紙には男女それぞれの候補者の名前、写真(掲載は自由)と、補欠候補者(候補者と同姓)が掲示されている。ペアの候補者に序列はなく、アルファベット順に名前は並べられる。

図表Ⅲ-2-1-14に示した、手のひら大の投票用紙のうち、投票したい候補者の投票用紙を封筒に入れ、透明の投票箱に入れることによって投票は完了する。投票用紙の各候補者の名前の下には、同性の補欠候補者の名前、場合によっては顔写真が記載されている。図表Ⅲ-2-1-15の選挙ポスターには、男女ペアの候補者の名前及び顔写真、さらに補欠候補者の名前

²⁷県議会議員の死亡や失踪の場合、そして特定議員職(地域圏議会議員・コルシカ議会議員・パリ市議会議員・市町村議会議員)及び憲法院の委員との兼職禁止規定のために、県議会議員を辞職しなければならない場合である。

と顔写真が明記してある。

図表Ⅲ-2-1-14 セーヌ＝サン＝ドニ県のサン＝トゥアンの県議会議員選挙の投票用紙



出典：フランス国立図書館所蔵資料。

図表Ⅲ-2-1-15 ボルドー第二選挙区の県議会議員選挙ポスター



出典：フランス国立図書館所蔵資料。

改正前の県議会議員選挙と「ペア立候補制度」の比較を以下の図表Ⅲ-2-1-16 に示した。「ペア立候補制度」の投票は、従来の県議会議員選挙と同様に二回投票制（1回目の投票で候補者を絞り込み、2回目で決選投票が行われる仕組み）で行われ、当選基準となる得票率にも変更はない。ただし、各選挙区からペア、つまり2人が選出されるとなると、議員定数が倍増してしまうため、県議会議員選挙区は統合によって従来の3,971から2,054へと、約半数に削減された。

図表Ⅲ-2-1-16 改正前後の県議会議員制度

	改正前	改正後
選挙方式	多数代表単記二回投票制 各選挙区から1人を選出	ペア多数代表二回投票制
改選	3年ごとに半数改選	6年ごとに一斉改選
選挙区数	3,971	2,054
被選挙権年齢	満18歳以上	改正前と同様
第一回投票での当選要件	有効投票数の過半数かつ 登録選挙人数の1/4以上	改正前と同様
第二回投票での当選要件	相対多数	改正前と同様

出典：服部（2014）。

「ペア立候補制度」によって立候補する男女ペアは、必ずしも同じ政党や会派に属している必要はなく、地域政策の実現のために、異なる党が連携することが奨励されている。なお、2007年に候補者の補欠候補者を異性の者にするパリテ規定が設けられていたが、「ペア立候補制度」の導入を機に男女ペアの立候補となったため、補欠候補者は候補者と同性の者とするという規定に改められた。

2.1.4.3 国民議会議員選挙：罰金制裁

男女／女男交互の名簿が義務付けられている市町村議会議員選挙や、ペア立候補制度が義務付けられている県議会議員選挙は強制型のパリテ規定が用いられている。これとは異なり、国民議会議員選挙には政党助成金²⁸の減額という、いわば罰金を用いたパリテ規定が適用されている。

フランスでは、政党に向けた公的助成金は2部構成になっている。第一部分は、国民議会議員選挙の結果に応じて各政党に配分され、これについてパリテ規定が適用されている。第二部分は、元老院・国民議会（上下両院）の議員数に応じて配分される。2018年の場合には、公的助成金の総額は6,619万ユーロ（66,190,046.49€、約83.6億円）であり、第一部分に相当するものが3,207万ユーロ（32,078,393.43€、約40.5億円）、第二部分に相当するものが3,411万ユーロ（34,111,653.06€、約43.1億円）だった²⁹。

下に示した図表III-2-1-17は、2017年の国民議会議員選挙の際に、各党がパリテ規定に違反したことによって、どれだけの政党助成金の減額ペナルティを受けたのか（第一部分の助成金についてどれだけ減額されたのか）を示している。共和国前進は、国民議会議員選挙の候補者を完全にパリテにする、と宣言していた通りパリテを実現したため、政党助成金は一切減額されていない。しかし右派の共和党は、約39%しか女性候補を擁立しなかった結果、第一部分の助成金のトータルからマイナス31.3%³⁰にあたる、178万ユーロ（約2.2億円）の政党助成金を減額されている。

ただし、共和党のように大きな政党の場合は、元老院・国民議会の当選者数に応じて配分

²⁸フランスの政治資金制度が整備されたのは、欧米主要国の中では遅く、1988年である。70年代～80年代に相次いだ政党の金銭不祥事や政治献金による政治腐敗を是正するために、1988年に「政治資金の透明性に関する法律」が制定され、選挙運動費用及び寄付の制限、収支報告義務、政党国庫補助等が導入された。現在は、政党・政治団体の政治資金については1988年3月11日の政治資金の透明性に関する法律（Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique）が、候補者の選挙運動費用については、主に選挙法典（Code électoral）が定めている（木村 2015: 9）。フランスは、1995年の選挙法典等の改正で法人献金が全面的に禁止されたため、政党助成金が政党の重要な資金源となっている。

²⁹« Décret n° 2018-877 du 11 octobre 2018 pris pour l'application des articles 8, 9 et 9-1 de la loi n° 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique », <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037488432&categorieLien=id>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

³⁰男性候補が約60%、女性候補が約39%だったので、男女の候補者割合の差である約21ポイント×1.5の、31.3%の減額になっている。

される政党助成金の第二部分に相当する額が十分にあるため、パリテ違反によって第一部分の政党助成金を減額されても、それほどダメージを受けない。したがって多数の当選者が見込めず、政党助成金の獲得が重要である比較的小規模な政党ほど、パリテを遵守するという傾向もみられる。

図表Ⅲ-2-1-17 2018年の政党助成金（第一部分）の上位5党の抜粋

50以上の選挙区に候補者を擁立した政党 (海外領土除く)	獲得票数	女性候補者数	男性候補者数	パリテによる減額	受け取った助成金
共和国前進	6,152,527	228	220	なし	10,100,657.58 €
共和党	3,478,875	182	278	1,787,885.10 € (第一部分の31.3%)	3,923,414.52 €
国民戦線（極右）	2,973,612	279	290	なし	4,881,804.92 €
屈しないフランス (極左)	2,438,734	262	285	252,517.99 € (第一部分の6.3%)	375,173.02 €
社会党	1,594,942	179	183	なし	2,618,430.28 €
一部省略					
第一部分のトータル	20,750,229	2,579	2,781	2,179,911.94€	31,885,921.14 € ³¹

出典：官報（Journal Officiel³² 2018）を基に筆者作成。

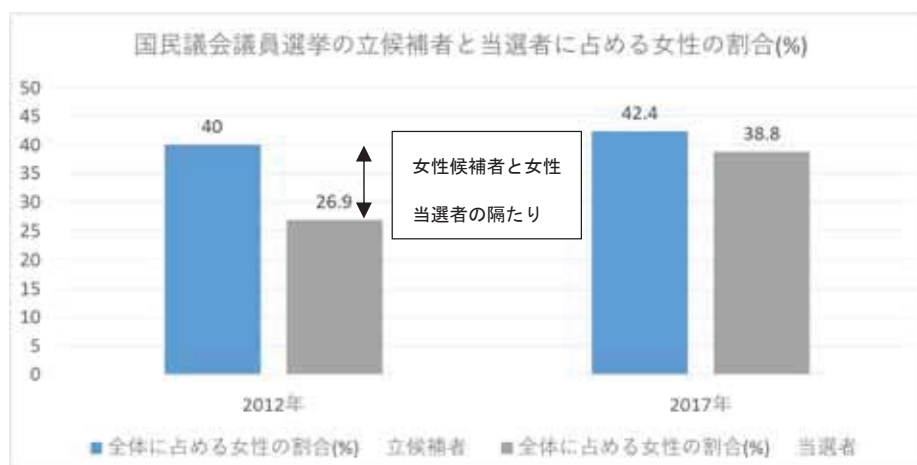
国民議会議員選挙のパリテ規定には、さらに二つの「抜け穴」が存在する。第一に、立候補者が男女同数でありさえすれば、政党補助金は減額されないため、女性候補者に当選が難しいことが見込まれる選挙区を割り当て、当選見込みの高い選挙区をベテランの男性候補者たちで独占するという傾向がみられる。実際に国民議会議員選挙では、立候補者に占める女性の割合と比べて、当選する女性候補者の割合が低い状態が続いていた。

2017年の国民議会議員選挙の結果を2012年の国民議会議員選挙結果と比較すると、この「抜け穴」の利用はかなり小さくなっていることがうかがえるものの、当選者に占める女性の割合との差はいまだ残る。

³¹上記の表は50以上の選挙区に候補者を擁立した政党の政党助成金について扱っているため、第一部分の助成金総額（32,078,393.43ユーロ）との間に若干のずれが生じている。

³²« Décret n° 2018-877 du 11 octobre 2018 pris pour l'application des articles 8, 9 et 9-1 de la loi n° 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique », <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037488432&categorieLien=id>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

図表Ⅲ-2-1-18 国民議会議員選挙の立候補者と当選者に占める女性の割合（2012年、2017年）



出典：HCE(2017b)、*Le Monde* 2017年6月19日³³を基に筆者作成。

第二の「抜け穴」は、フランスに特有の議員の兼職文化である。国民議会には地方議会の議員職との兼職を行うベテラン議員が多く、これがパリティの妨げとなっていた。議員職の兼職の問題に焦点をあてた女男平等高等評議会のレポート(HCE 2013)は、議員職の兼職が「男性的な慣習」であり、2013年時点での国民議会議員の場合、男性議員の80%が兼職をしていた一方で、兼職をしている女性議員は55%であったと指摘している。当時の国民議会では男性議員が圧倒的多数を占めていた(74.1%)ため、国民議会の兼職議員に占める男性の割合は極めて高かった。

議員職の兼職は、既得権益を持つ男性議員に有利にはたらく。そのため2014年2月14日に「兼職禁止に関する組織法律」が制定され、2017年に行われた下院選挙以来、議員職と兼任できない職務が拡大されている。例えば、国民議会議員は、市長・区長・市長代理・副市長・地域圏議会・県議会の議長及び副議長・独自税源を有する市町村間協力公施設法人(EPCI)議会の議長及び副議長を兼職できない。また、国民議会議員がそのほかの議員職に立候補する場合、選挙前に現職を辞さなければならない³⁴。この法律の制定によって兼職はフランスにおいて今後減少していくことが期待される。

2.1.5 パリティを推進する諮問機関の役割：パリティのための機関からジェンダー主流化のための機関への変化

ここまで、フランスにおいてパリティ法がどのように制定され、どのように発展してきたのかを述べてきた。こうしたパリティの法制化を支えているのが、パリティの現状を分析し、パリティ法の制定・改正を提案する政府諮問機関である。本節では、1995年に創設されパリティ法

³³*Le Monde*, « Législatives 2017 : 224 femmes élues, un chiffre historique », https://www.lemonde.fr/elections-legislatives-2017/article/2017/06/19/legislatives-2017-223-femmes-elues-un-record_5146848_5076653.html (最終閲覧日：2019年3月17日)。

³⁴フランス大使館ウェブサイト「2017年フランス国民議会選挙」
<https://jp.ambafrance.org/article11517> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

の制定及びパリティの定着に貢献した「パリティ監視委員会」と、パリティ監視委員会の役割を拡大するために、2013年にパリティ監視委員会を再編するかたちで新設された「女男平等高等評議会（HCE）」について順に述べる。

2.1.5.1 パリティ監視委員会：パリティ法制定からモニタリングまでを担う

パリティ監視委員会（L'observatoire de la parité³⁵）は、1995年の大統領選挙の結果、ジャック・シラクが大統領に就任した際に、フランス国内外の男女平等に関するデータを作成・分析・評価し、パリティ法の制定にむけた準備を行うための首相直属の公的な諮問機関として、1995年10月18日のデクレ³⁶に基づいて設置された。デクレ（Décret）とは法律に準じる政令³⁷のことである。

この「1995年10月18日のデクレ」は、パリティ監視委員会の役割について、国内外の男女平等に関する情報収集に加えて、首相の要請に従って法律条文や規則について見解や修正案を述べるという、法案制定に関する諮問的な役割も担うことを定めた。

パリティ監視委員会のメンバーについては、男女の委員からなること、能力と活動経歴を理由として選出されることがデクレによって規定され、さまざまな政党出身の議員、市民活動のアクター、大学研究者、職業界の代表者等が委員に加わった。委員は女性の権利大臣の推薦に基づき首相によって任命され、3年間を任期とし、任期の上限は2期である。また、委員は無報酬で活動することもデクレに規定された。

1995年末に活動を開始したパリティ監視委員会は、11人の女性と7人の男性で構成され、議長は国民議会議員のロズリヌ・バシュロ（RPR、現在の共和党の前身）が、報告の取りまとめはジゼル・アリミ（社会党出身で1980年代のクオータ法案の提案者でもあった）が担当した。パリティ監視委員会がパリティ法制定にむけて作成した最終報告書は1996年12月4日に提出され、パリティ法の審議は、上記の最終報告書をもとに進められていった。

2000年のパリティ法は、パリティ監視委員会に対して、パリティの評価報告を3年毎に行うことも義務付けた。これによりパリティ監視委員会は、パリティ法の実効性を監視する機関としての役割を果たすようになった（糠塚 2005: 120）。

2.1.5.2 女男平等高等評議会：パリティをより広い射程へ広げる

政治のパリティに留まらない、より広い射程を持った男女平等実現のための諮問機関としての役割を果たすために、パリティ監視委員会は、フランス大統領であるフランソワ・オランドと、ジャン＝マルク・エローによる2013年1月3日のデクレ³⁸によって、女男平等高等

³⁵« L'observatoire de la parité », http://infofemmes-aquitaine.org/base_doc/obsparite.pdf（最終閲覧日：2019年3月17日）。

³⁶Décret n°95-1114 du 18 octobre 1995 portant création d'un Observatoire de la parité entre les femmes et les hommes.

³⁷Décret: 共和国大統領又は首相によって署名された、一般的効力を有する又は個別的効力を有する執行的決定（フランス法律用語辞典第3版）。

³⁸Décret n° 2013-8 du 3 janvier 2013 portant création du Haut Conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes.

評議会（HCE）に再編成された³⁹。このデクレは、女男平等高等評議会について「市民社会との協議を保障し、女性の権利と平等に関する政治の大方向について、公的議論を活性化するミッションを持つ」諮問機関として定めており、パリテ監視委員会の基本的な役割を引き継いでいる。

女男平等高等評議会はパリテを含めて5つの部門（comission）がある。5つの部門は、ステレオタイプと社会的役割（Stéréotypes et rôles sociaux）、ヨーロッパ及び国際的取組（Enjeux européens et internationaux）、パリテ（Parité）、健康・性及び生殖の権利（Santé, droits sexuels et reproductifs）、ジェンダーに関連する暴力（Violences de genre）である。各委員会は1か月に一度、全体でも年に2度、会合を開いている（井上 2016: 31-32）。

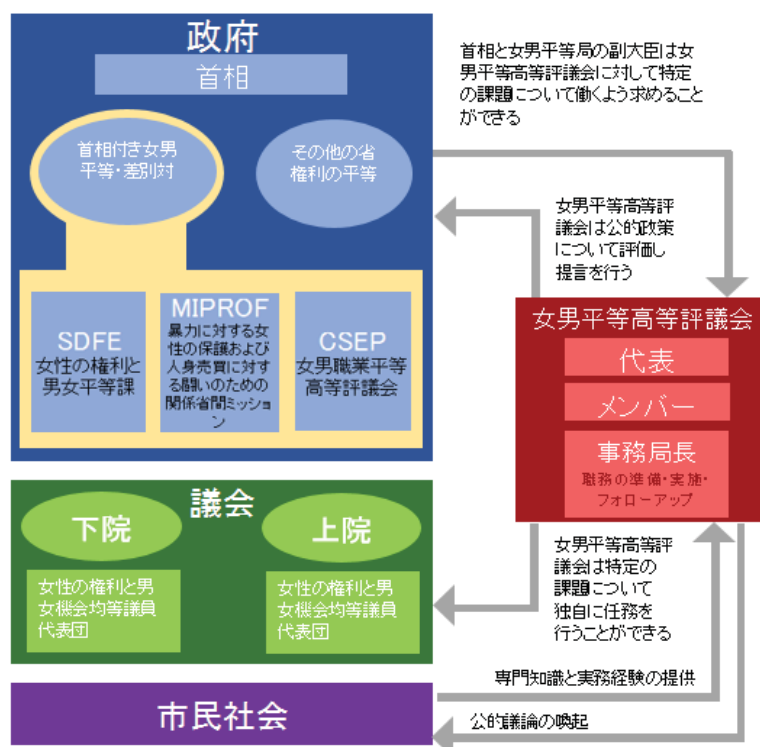
HCE の各部門の取組は大きく4軸に分けられ、①ジェンダー平等に関するステークホルダーとの議論を保障する、②平等に関する公的政策及び他の政策を平等の観点から評価する、③政府及び議会に提言を行う、④専門性を活用し広く社会に情報を提供し、公的議論を喚起する、の4項目からなる。

女男平等高等評議会のメンバーはバラエティに富み、国及び地方議員、アソシアシオンの代表者、特別な経験や能力により選ばれる者、学識者、行政機関、そして役職に応じて選出される者（両院の「女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団」や「女男職業平等高等評議会」の代表者など）、さらに各省の権利の平等担当上級官僚等から構成され、一部門につき十数人のメンバーがいる。メンバーは、女男平等局副大臣の推薦に基づいて首相のアレテ⁴⁰によって任命される。3年間を任期とし、任期の上限は2期までであること、女男平等高等評議会のメンバーは無報酬である点もパリテ監視委員会と同様である。

³⁹« Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes : Présentation et missions », <http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/hce/presentation-et-missions/>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁴⁰アレテ（Arrêté）とは、一人もしくは複数的大臣、又は他の行政庁が発する一般的又は個別的な効力範囲をもつ執行的決定を指す（フランス語法律用語辞典第3版）。

図表Ⅲ-2-1-19 女男平等高等評議会（HCE）組織図



出典：HCE の組織図⁴¹を基に、筆者作成。

女男平等高等評議会（HCE）のメンバーはボランティアで活動しているが、だからといって女男平等高等評議会の活動が首相及び政府から軽視されていることは全くない。HCE のパリティ部門が、2013 年から 2018 年までの 6 年間で、パリティ関連法律について提出した法律の評価や改善のための意見書は 78 にものぼるが、この 40%以上が法案化に結び付いている⁴²。一年あたり平均して 13 の法律改正あるいは法律新設のための提言が出され、そのうち約 40%が法制化していることになる。HCE の政府に対する影響力の高さがうかがえる。

女男平等高等評議会（HCE）の報告書が高い法制化の結果をもたらしているのは、政府が HCE に対してきちんと応答責任を果たしていることに加えて、HCE が公的な議論を引き起こしうるタイミング（関連法案の審議など）を見計らって評価書や報告書を提出していることも影響している。さらに、HCE の重要なミッションのひとつである、公的議論の促進のために、HCE にはメディア専門のスタッフが 1 人いる⁴³。

⁴¹« Le fonctionnement du HCE », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/hce_plaquette_de_presentation_20170316-2.pdf（最終閲覧日：2019 年 3 月 17 日）。

⁴²2019 年 3 月 12 日に HCE の職員からメールで受け取った情報。

⁴³レジャーヌ・セナック教授に対するヒアリング情報(2018 年 12 月 4 日実施)。

2.1.6 市民／市民団体のインプット：女男平等高等評議会のプラットフォームの活用

図表Ⅲ-2-1-16 からわかるように、女男平等高等評議會は、市民の声をパリテ推進政策に取り入れるためのプラットフォームとしての役割を果たしている。ジェンダー平等推進運動の現場経験を持つ市民の声は、「アソシアシオン」を通じて、HCE の活動に反映される。

コラム アソシアシオンとは？

フランスにおいて市民活動は「アソシアシオン (association)」と呼ばれる組織を中心に運営される。アソシアシオンとは「アソシアシオン契約に関する 1901 年 7 月 1 日法 (以下、1901 年法と表記)」（Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association）に基づき運営されている市民団体の総称である。この「1901 年法」によれば、アソシアシオンの運営目的は何でもかまわないし、設立も解散も自由である。ただし、アソシアシオン名義の口座を得たり、社会的ステータスを公的にしたりする場合には、届出が必須である。

1901 年法は、アソシアシオンに関して、(1)届出を行わない非届出非営利組合、(2)届出を行った届出非営利組合法人、(3)公益性が承認された公益社団法人という 3 つのカテゴリを設け、それぞれに与えられる権利能力を定めている。例えば(2)と(3)の組織は、免税対象となる寄付金を受ける権利を持つ (コバヤシ 2003)。

フランスのアソシアシオン法 (1901 年法) の管轄範囲は、日本の①学校法人、②任意団体・サークル・同好会、③社会福祉法人、④公益法人、⑤NPO法に基づくNPO法人、⑥公施設法人、⑦医療法人を含む幅広いものである (財団法人自治体国際化協会 2010)。

アソシアシオンは政治分野のパリテをはじめとした、ジェンダー平等推進のアクターとして非常にパワフルであると同時に、現場のニーズを知る貴重な存在でもある。例えば、パリテを推進するアソシアシオンである Elles aussi⁴⁴ (彼女たちも、エルゾシ) は、女男平等高等評議会というプラットフォームをうまく活用し、政府が行うパリテ推進政策に当事者の声が反映されるよう働きかけている。

次稿で詳しく述べるように、フランスの政党は、立候補の男女同数 (パリテ) を徹底させる一方で、女性向けの議員になるためのトレーニングや研修はあまり熱心に取り組んでいない。しかしながら、女性が男性と比較して立候補しにくい状況は、フランスも日本も同じである。政党支援の取組の「空白地帯」を埋める役割を Elles aussi は担っている。

1992 年に創設され、パリテ監視委員会及び女男平等高等評議会のメンバーとして活躍してきた Elles aussi は、バラエティに富んだパリテ推進活動を担ってきた。政治家になるための女性向けの研修や、女性が政治経験を積んだあと職業領域に戻るための支援、パリテの重要性を啓発する市民講座や女性議員との交流会等を行っている。

Elles aussi はパリテを推進する複数のアソシアシオンからなるネットワーク型の組織であり、事務所のメンバー 10 名と地方支部やパートナー団体の代表の 12 名からなる合計 22 名の役員を中心にボランティアで運営されている。本部のパリテでは役員会が年に 4 回開催されている。傘型のネットワーク組織であるため、Elles aussi のネットワークの全体の会員数

⁴⁴Elles aussi ウェブサイト, <http://www.ellesaussi.org/> (最終閲覧日: 2019 年 3 月 17 日)。

を把握することはできないが、複数の女性団体をつなぎ、政治家を志す全国各地の女性たちを緩やかに結びつけると同時に、地方で活躍するパリテ推進団体の要望を、政府組織があるパリまでつなぐ役割を担っている（村上 2017）。

Elles aussi は、パリテ実践活動の当事者団体として、女男平等高等評議会(HCE)を通じて要望を政府に示したり、元老院や国民議会でパリテ関連法律の制定に向けた審議の際に、当該分野の専門家として聴聞を受けたりしているが、政府からの依頼に基づいて活動しているわけではない。Elles aussi は、年度毎の公的補助金や委託費を受け取っておらず、「企画ごと」に、女男平等局から受け取る補助金と、団体が受ける寄付金を基に活動している。

Elles aussi が実施した最新の企画調査として、パリテ義務がまだ規定されていない市町村間広域行政組織（EPCI⁴⁵）のパリテの現状を、Elles aussi のローカルネットワークの協力を得ながら、2016年から2017年にかけて詳細に調査したものがある。地元のネットワークを活用したこうした調査は、政府調査ではつかみきれないパリテの現状を詳細に明らかにすることができる。女男平等局の補助金を得て実施した調査報告書は、Elles aussi のウェブサイトで公開され⁴⁶、女男平等高等評議会（HCE）の法律改正提言に反映され⁴⁷、さらに法制化される。Elles aussi のネットワークは必ずしも規模の大きいものではなく、資金規模も小さいが、Elles aussi 独自の調査の結果を、HCE というプラットフォームを介して政府に伝えることによって、Elles aussi の固有の活動を、法律改正という成果に結びつけることが可能になっている。HCE は政府が拾いにくい市民の現場の活動の声をエコーさせ、政治的意思決定の場に届ける役割を担っているのである。

HCE は首相付きの「諮問機関」という位置づけではあるものの、その法律改正提言の多くは法制化に結びついており、強いイニシアチブを発揮できている。現在 HCE は創設から6年間の成果をまとめるために、これまでに提出した見解や提言がどのように法制化されたのか、まだ法制化されずに残っているものは何かを検索できるデータベースを制作中である⁴⁸。データベースの完成後には、HCE の活動とその成果がより可視化されるはずだ。

2.1.7 小括

本稿では、フランスにおけるパリテ法の制定過程、パリテ法を適用した選挙の実例、そしてパリテ法の実効性を監視する諮問機関の役割に注目しながら、現在、フランス社会においてパリテという理念及びパリテ法がどのように社会に埋め込まれているのかを明らかにしてきた。

フランスの事例が示唆するのは、法律の実効性・有効性をつねに監視し、不備を指摘・修

⁴⁵複数の市町村が所属し協働する公施設法人である。ごみの処理や環境保護政策や交通機関の運営など、一つの市町村だけでは決定・運営できない規模の大きい事業を協働して行うための組織である。

⁴⁶« Parité dans les intercommunalités », http://www.ellesaussi.org/images/Synthese_EPCI_2017.pdf（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁴⁷« Avis "Parité dans les intercommunalités ? Propositions pour une égale représentation des femmes et des hommes dans les instances communautaires" (2018) », <http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/parite/bibliographie-45/>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

⁴⁸2019年3月12日にHCEの職員からメールで受け取った情報。

正することによってパリテ法がきちんと機能できるようブラッシュアップを継続することの重要性である。「パリテ監視委員会」及び「女男平等高等評議会 (HCE)」のプラットフォームを通じて、過去 20 年間の複数回のパリテ法の強化・改正が実現し、パリテ法は着実に効果の強いものへと変化をしていった。

日本の「候補者男女均等法」は理念法であり、今後各党によってどのように活用されるかが問われている。フランスの経験を踏まえるならば、同法の実効性が十分に発揮されることを各党に期待すると同時に、市民・研究者・議員・上級官僚・そして政府が、各党の取組を監視し、場合によっては、より実効性が保障されるものになるよう、法改正を求めていくことも必要であろう。

参考文献

- Bereni, L., 2015, *La bataille de la parité: Mobilisations pour la féminisation du pouvoir*, Études politiques.
- , Revillard, A., 2007, "Des quotas à la parité: «féminisme d'état» et représentation politique (1974-2007) ", *Genèses*, 67: 5-23.
- 服部有希, 2013, 「フランスにおける取締役会等へのクオータ制の導入——ポジティブ・アクションによる職業上の男女平等」『外国の立法』, 257, 3-19.
- , 2014, 「フランスの県議会議員選挙制度改正——パリテ 2 人組投票による男女共同参画の促進」『外国の立法』, 261: 22-37.
- HCE (Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes), 2013, « Étude genrée sur le cumul des mandats des parlementaires », http://haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/etude_hce-2013-0329-par001_maquettee.pdf.
- , 2017a, « Edition 2017 du Guide de la Parité - Des lois pour le partage à égalité des responsabilités politiques, professionnelles et sociales », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/hce_guide_parite-version_longue_20171115.pdf
- , 2017b, «Parité des candidatures aux élections législatives de 2017: une quasi-stagnation en dépit du renforcement des contraintes légales », <http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/parite/actualites/article/parite-des-candidatures-aux>.
- , 2018, « Édition 2018 du Guide de la Parité : Des lois pour partage des responsabilités politiques, professionnelles et sociales », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/parite-depliant_nov-2018-135x210-v1.pdf
- 井上たか子, 2016, 「フランスの女男平等政策推進機構」『フランス文化研究』 47: 23-44.
- 石田久仁子, 2013, 「企業のパリテ、公務員職のパリテ」, 井上たか子, 神尾真知子, 中嶋公子編著『フランスのワーク・ライフ・バランス——男女平等政策入門: EU、フランスから日本へ』, パド・ウィメンズ・オフィス, 208-214.
- Jenson, J., Marques-Pereira, B., et Remacle, E., 2007, *L'état des citoyennetés en Europe et dans les Amériques*, Presses de l'Université de Montréal.

- 木村志穂, 2015, 「米英独仏の政治資金制度」『調査と情報』(878).
- コバヤシコリン, 2003, 「市民のアソシエーション——フランス NPO 法 100 年」太田出版.
- 増田正, 2015, 「フランスの選挙制度改革をめぐる議論」『選挙研究』31 (1), 19-29.
- Ministère du Droit des femmes, 2012, « L'égalité entre les hommes et les femmes : chiffres-clés 2011 », http://femmes.gouv.fr/wp-content/uploads/2012/03/Chiffres_cles-egalite-2011.pdf
- Mossuz-lavau, J., 1997, « La percée des femmes aux élections législatives de 1997 », *Revue française de science politique*, vol. 47(3), 454-461.
- 村上彩佳, 2017, 「フランスの非営利市民団体（アソシアシオン）によるパリテ実践活動の現状——現地聞き取り調査を中心に」『年報人間科学』(38), 159-175.
- 中村紘一・新倉修・今関源成監訳, Termes juridiques 研究会訳, 2012, 『フランス法律用語辞典第3版』三省堂.
- 糠塚康江, 2005, 『パリテの論理——男女共同参画の技法』信山社.
- , 2011, 「フランスにおける職業分野の男女平等政策——2008年7月憲法改正による『パリテ拡大』の意義」『企業と法創造』7(5), 70-87.
- 大山礼子, 2013, 『フランスの政治制度 (改訂版)』東信堂.
- , 2016, 「フランスの県議会選挙制度改革」『駒澤大学法学部研究紀要』74: 77-106.
- Pactet, P., Mélin-Soucramanien, F., 2008, *Droit constitutionnel*, Dalloz.
- Scott, J. W., 2005, *Parité! : Sexual Equality and the Crisis of French Universalism*, University of Chicago Press.
- 山岡規雄・井田敦彦, 2017, 「諸外国における戦後の憲法改正【第5版】」『調査と情報——ISSUE BRIEF』(932).
- http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10249597_po_0932.pdf?contentNo=1
- 財団法人自治体国際化協会, 2010, 「フランスにおける地域振興とアソシアシオン」, クレアレポート 344, <http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/344.pdf>